

高砂市企業立地促進奨励金をご利用ください！

「企業立地促進条例」による企業立地促進奨励金の概要

要件

対象地区

 高砂市企業立地促進条例に基づく指定地区

(高砂町栄町、高砂町藍屋町、高砂町向島町、荒井町新浜1丁目、荒井町新浜2丁目及び北浜町西浜の工業地域並びに高砂町宮前町、高砂町相生町、荒井町新浜2丁目及び高砂市梅井5丁目・6丁目の工業専用地域)

対象事業

- 1 医療・福祉に関連する事業
- 2 生活文化に関連する事業
- 3 環境に関連する事業
- 4 情報・通信に関連する事業
- 5 新製造技術・新素材に関連する事業
- 6 輸送・物流に関連する事業
- 7 国際化に関連する事業
- 8 農林水産業に関連する事業
- 9 その他

投下固定資産総額

対象事業を新規に行うための土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額(投下固定資産総額)が**5億円以上**。

奨励金

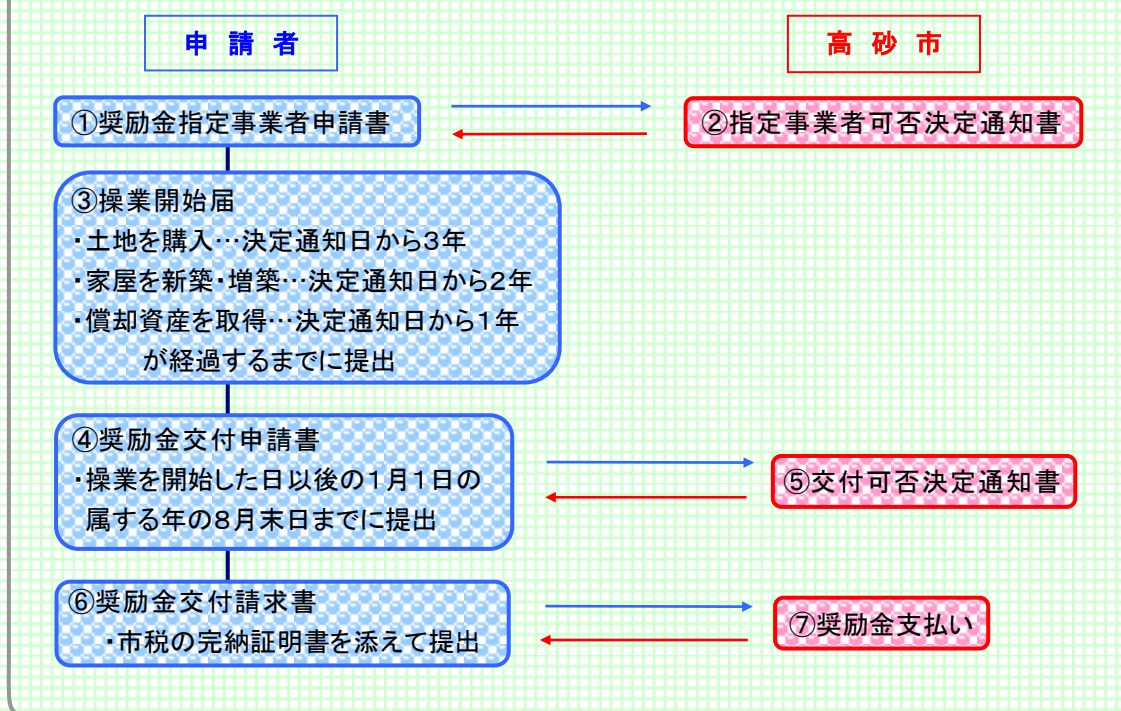
- ◇固定資産税(土地、家屋及び償却資産)
- ◇都市計画税(土地、家屋)

合計額の2分の1を交付(3年間)

税額の算出基準

- 地区内に土地を新たに購入した場合
対象事業を新規に行うための家屋、償却資産及び家屋の垂直投影部分の土地に賦課される固定資産税額、都市計画税額
- 既に地区内に土地を所有している場合又は土地を賃貸する場合
対象事業を新規に行うための家屋及び償却資産に賦課される固定資産税額及び都市計画税額
- 地区内で土地及び家屋を賃貸する場合
対象事業を新規に行うための償却資産に賦課される固定資産税額

企業立地促進奨励金に係る申請手続き



※兵庫県においても、『産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例』に基づき高砂臨海産業活力再生地区に進出される事業者への様々な支援策を実施しています。

〔兵庫県の施策については、兵庫県産業労働部産業立地室 TEL 078-341-7711 (代表)〕

お問い合わせ 高砂市役所産業振興課 TEL:079-443-9030
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1
E-mail:tact2930@city.takasago.hyogo.jp